

# 倉吉市自主防災組織防災資機材等整備費補助金について

倉吉市総務部防災安全課

(電話)22-8162 (FAX)22-1087

## 1 目的

この補助金は、倉吉市自主防災組織育成要綱に基づき登録された自主防災組織に対し、防災資機材、防災備蓄品若しくはその保管のための倉庫の整備又は防災訓練の実施に必要な物品の購入等に対する補助金を交付することにより、地域の防災力を強化し、災害による被害の防止又は軽減を図ることを目的とします。

## 2 補助金の交付回数

1 組織につき各年度 1 回を限度とします。

## 3 補助金の限度額


50,000 円（ただし、複数の自治公民館により自主防災組織 1 組織が結成されている場合は、構成自治公民館数×50,000 円を限度額とします。）



## 4 補助金の交付手続きの流れ

手続き	説明	備考
①交付申請	補助事業を実施する 14 日前までに必要書類を準備し、防災安全課へ提出してください。	【必要書類】 ①申請書（規則：様式第 1 号） ②事業計画書及び収支予算書（要綱：様式第 1 号） ③補助事業に係る見積書の写し ※防災訓練物品購入事業の場合、見積書の写しは不要 ※防災訓練物品購入事業の場合、実施計画書を添付。
②交付決定通知	交付申請を受けた日から 10 日以内に通知します。	
③事業の実施	防災資機材の購入等	
④実績報告	補助事業の完了の日から 5 日を経過する日までに必要書類を準備し、防災安全課へ提出してください。	【必要書類】 ①実績報告書（規則：様式第 5 号） ②事業報告書及び収支決算書（要綱：様式第 1 号） ③補助事業に係る領収書の写し ④購入した防災資機材等の写真（防災資機材格納庫整備事業の場合、工事完成写真） ※防災訓練物品購入事業の場合は、訓練実施報告書を添付。
⑤額の確定通知	実績報告を受けた日から数日以内に通知します。	
⑥支払請求	額確定通知を受けた後、必要書類を準備し、防災安全課へ提出してください。	【必要書類】 ①支払請求書（規則：様式第 6 号） ②交付決定通知書の写し ③額確定通知書の写し ④受入額調書（規則：様式第 7 号） ⑤通帳の写し

5 補助対象品目及び補助率一覧表 ※購入された資機材等には必ず自主防災組織名を明記してください。

補助事業	区分	品目例	補助率			
防災資機材整備事業	消火用	ホース（消防ポンプ用、消火栓用）、管鎗、噴霧ノズル、媒介金具、スタンドパイプ、分岐管、ホース格納箱、ホース運搬具、ホースブリッジ、消火栓用バルブキー、消火器、消火器用格納箱、その他	50%			
	水防活動用	土のう袋、土のう製作器、その他				
	安全装備用	ヘルメット、防火帽、防火服、防火手袋、カバー付消防長靴、その他				
	救出救助用	バール、ジャッキ、ハンマー、スコップ、担架、その他				
	情報伝達用	メガホン、トランシーバー、発電機、乾電池、その他				
	活動用	活動服、腕章、メッシュベスト、カラーコーン、テント、その他	20%			
防災備蓄品購入事業	備蓄品の購入	飲料水、アルファ米、クラッカー、缶詰、レトルト食品、その他	50%			
防災資機材格納倉庫整備事業	防災資機材の保管	防災資機材の保管のための倉庫の新築、増築、修繕	16%			
防災訓練物品購入事業	訓練物品の購入	炊き出し訓練用物品（食材、紙コップ・皿等）、その他訓練で消費する物品	50%			
まるごとまちごとハザードマップ推進事業	標識の設置	水害関連標識 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td style="padding: 0 10px;">                             自治公民館の壁面などに設置し、                              洪水が起こった場合の浸水深を表示する看板です。                         </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> </tr> </table> [例] 	{	自治公民館の壁面などに設置し、 洪水が起こった場合の浸水深を表示する看板です。	}	50%
{	自治公民館の壁面などに設置し、 洪水が起こった場合の浸水深を表示する看板です。	}				

注)・補助金の限度額は50,000円  
 ・1組織について各年度1回限り